

平成二十六年政令第十三号

産業競争力強化法施行令（抄）

第一条～第二十三条（略）

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の有効期間）

第二十四条 法第六十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第二十五条～第三十五条（略）